

広島県告示第九百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡安芸太田町大字川手字川手西平一四三六の五・一四三六の二五・一四三八の一

（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）